

多頭飼育問題を知っていますか？

動物が増えすぎて適切なお世話ができなくなり、飼い主の生活状況・動物の状態・周辺の生活環境等が悪化している状態のことを指します。

手術をしようか悩んでる方、増えて困っている方、増えすぎてペットが悲しむ前に、まずはご相談ください！

※犬猫を10頭以上飼育している場合は多頭の届出が必要です。

困ったときは…

ペットに関する相談事があれば、状況がさらに悪化する前に、早めにお住まいの地域の保健福祉事務所にご相談ください！

飼い主の同意なしに動物を引き取ることはありません。

県内の相談窓口の
連絡先はこちらから



保健福祉事務所名	電話番号	お住まいの地域
平塚保健福祉事務所	0463(32)0130	平塚市、大磯町、二宮町
秦野センター	0463(82)1428	秦野市、伊勢原市
鎌倉保健福祉事務所	0467(24)3900	鎌倉市、逗子市、葉山町
三崎センター	046(882)6811	三浦市
小田原保健福祉事務所	0465(32)8000	小田原市、箱根町、真鶴町、湯河原町
足柄上センター	0465(83)5111	南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町
厚木保健福祉事務所	046(224)1111	厚木市、海老名市、座間市、愛川町、清川村
大和センター	046(261)2948	大和市、綾瀬市

【掲載内容についての問合せ先】

〈神奈川県健康医療局生活衛生部生活衛生課〉 ☎ 045-210-4947

飼い主さんの心得

飼い方を確認してみましょう

迷子対策は
十分して
いますか？

飼い主のマナーを
十分守れて
いますか？

避妊去勢手術は
していますか？

万が一に
備えていますか？

大切なペットのために、対策できているか考えましょう！

飼い主さんの心得

1. ペットは責任と愛情をもって、最期まで適正に飼いましょう

- ・ペットの種類、発育状況等に応じて適正に餌や水をあげましょう。
- ・ペットの飼育場所は、清潔で心地よい環境を整えましょう。
- ・予防接種やけがの予防など、ペットの日常の健康管理に努めましょう。
病気になるったり、けがをしたときは病院で治療してもらいましょう。
- ・万が一に備え、飼い続けられなくなった場合の譲渡先を見つけておきましょう。



参考：神奈川県動物愛護センターホームページ
「犬や猫などのペットが飼えなくなってしまったら」



2. 所有者明示をしましょう

ペットが迷子になってしまったときに、飼い主の元に戻れるように、迷子札(犬の場合は、鑑札と注射済票も併せて※)やマイクロチップをつけましょう。マイクロチップを着けている犬や猫を迎えたら、情報登録や更新も忘れずに。

※犬は年1回の狂犬病予防注射及び市町村への犬の登録が義務となっており、交付された鑑札と注射済票の装着が義務付けられています。



登録はマイクロチップ情報登録サイトから



3. 近隣に迷惑をかけないように飼いましょう

① 犬は必ずつないで飼いましょう

散歩中もリードでつなぎ、事故を起こさないよう常に犬を制御できるようにしてください。海岸や公園、山などの広いところでも犬を放すことは禁止されています。また、家から逃げ出さないようにする対策も大切です。

② 散歩とトイレのマナーを守りましょう

路上は犬のトイレではありません。ペットのふん尿を適正に処理し、周辺の生活環境の保全に努めましょう。お散歩は運動のために行います。屋外でふん尿をしないように、排泄は自宅で済ませてから散歩に行きましょう。

③ 猫は室内で飼いましょう

猫が自宅周辺で排泄をしたり、近所の庭を荒らしたりして迷惑をかけないように、室内で飼いましょう。交通事故による死亡や猫同士のけんかによる病気やけがから、大切な猫を守ることができます。

④ 鳴き声に気をつけましょう

飼い主が気にならない鳴き声でも、ご近所が大迷惑している場合があります。しつけをする、飼育環境を工夫する等対策をしましょう。



4. 避妊去勢手術をしましょう

管理できる頭数を超えないようにオスもメスも手術しておきましょう。頭数が増えるだけ、お世話にかかるお金も時間も増えていきます。また、手術は生殖器の病気の予防、動物同士での無用な争いやストレスの防止にもなり、長生きにつながります。